

2020年4月、健康増進法の一部を改正する法律(以下、「改正法」とする)が全面施行
 患者の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き
 これにより、多くの方が利用する様々な施設において、喫煙を認める場合は各種喫煙室の

されました。改正法は、望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子どもや、
 喫煙を禁止するとともに、管理権原者の方が講ずべき措置等について定めたものです。
 設置が必要となります。



あなたの事業所は
どちらの施設?

敷地内禁煙
 屋外で受動喫煙を防止するために
 必要な措置がとられた場所に、
 喫煙場所を設置することができる。
 (特定屋外喫煙場所)

どんな場所、どんな時でも
**喫煙を行う場合は、
 周囲の状況に配慮**



喫煙場所の提供を主たる目的とする施設(喫煙目的施設)では、
 技術的基準に適合した喫煙目的室を設置できます。

- 喫煙を主目的とするバー、スナック等
- 店内で喫煙可能なたばこ販売店
- 公衆喫煙所

※ただし、喫煙可能エリアには、
 ①喫煙可能な場所である旨の標識の掲示が義務付けられています。
 ②来店客・従業員ともに20歳未満の方は立ち入れません。

※詳細は、P4「喫煙目的室」を参照してください。



「喫煙室設置」の際に必要な事項

- ①たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を遵守しているか。
 - i 出入口において室外から室内に流入する空気の流れが0.2m毎秒以上であること
 - ii たばこの煙(蒸気を含む。以下同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
 - iii たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること
 - ②喫煙室の標識及び喫煙室設置施設等の標識を掲示しているか。
 - ③20歳未満の者を立ち入らせていないか。
 - ④喫煙場所を定めるときに望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しているか。
 ※第二種施設の屋外でも配慮が必要です。
- 技術的基準についての詳細はこちらをご覧ください。
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/point/#anchor10>

